



No.641
3 分間
税ミナール

令和7年7月9日

ヤマダ総合公認会計士事務所
代表 山田良平

〒124-0012
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル
TEL:03-3694-6091
FAX:03-3691-6680

国税庁、「令和7年度税制改正(基礎控除の見直し等関係)Q&A」を公表

国税庁は令和7年5月30日、ホームページに、「令和7年度税制改正(基礎控除の見直し等関係)Q&A」という31頁の資料を公表しました。

「令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。これらの改正のうち、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に関する事項を中心にQ&Aとして取りまとめましたので、参考としてください」としています。主な記載内容は下記の通りです。

1. 改正の概要
2. 令和7年分年末調整関係書類の記載事項
3. 特定親族特別申告書
4. 令和7年分年末調整における年税額の計算
5. 令和8年分以後の給与の源泉徴収事務
6. 公的年金等に係る令和7年度税制改正
7. 令和7年分の所得税に係る準確定申告等

この中で、実務を行う上で注意が必要なQ&Aを1つご紹介します。

7-1 令和7年11月30日以前に準確定申告書を提出する場合の基礎控除等

『Q 令和7年11月30日以前に令和7年分の準確定申告書を提出する場合には、令和7年度税制改正による基礎控除の見直し等の適用は受けることができないのでしょうか。』

『A 令和7年度税制改正による基礎控除の見直し等(上記「1-1 改正の概要」の1の令和7年12月1日からの改正)は、令和7年12月1日から施行することとされていることから、同年11月30日以前にいわゆる準確定申告書を提出する場合には、適用されないこととなります。その上で、令和7年11月30日以前に準確定申告書を提出した方は、同年12月1日から令和12年12月2日(月)までに更正の請求を行うことにより、令和7年度税制改正による基礎控除の見直し等の適用を受けることができます。』

(出典 国税庁「令和7年度税制改正(基礎控除の見直し等関係)Q&A」)

令和7年度の税制改正による基礎控除等の改正は、令和7年分以後の所得税について適用されますが、改正法の施行日は令和7年12月1日であるため、令和7年分の所得税に係る確定申告を施行日前に提出する場合には、一旦、令和7年度税制改正前の基礎控除等の金額で提出をしなければならず、施行日以後に更正の請求を行うことで、令和7年度税制改正の適用を受けることとなります。

「令和7年度税制改正(基礎控除の見直し等関係)Q&A(国税庁)」(令和7年5月30日)は、こちらからご覧いただけます。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0025005-051.pdf>

